

大分県報

令和六年
第四七八号
一月二十三日

（火曜日）

目次

告示

土地改良法による換地処分（四件）	一
指定予定保安林（二件）	一
共同漁業（海面）の免許	二
共同漁業（内水面）の免許	四
定置漁業の免許	五
遊漁規則の認可	五
道路区域の変更	六
道路の供用開始	六
警察本部訓令	
大分県警察当直規程の一部改正	六
公 告	
特定計量器定期検査の実施	七
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示	七
落札者等の公示（三件）	八

○告示

大分県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区塔尾二工区の換地処分をした。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区有徳原二工区の換地処分をした。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区板場一工区の換地処分をした。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区板場二工区の換地処分をした。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市本耶馬溪町樋田字小野迫四八七番（次の図に示す部分に限る。）、四八六番、字黒松ヶ迫五〇四番一から五〇四番五まで、字蔵谷六〇五番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

令和六年一月二十三日

大分県報（告示）

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字小半字竇ノ内九八三番、九八八番一、字穴ノ口一〇〇〇番、字大石河内

一〇〇三番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十九条第一項の規定により、令和六年一月一日付けをもって次のとおり共同漁業(海面)を免許したので公示する。

令和六年一月二十三日

海区漁場計画の公示の際の漁場計画番号		免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間
共第一号	共第一号	共第一号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 中根 隆文	令和五年四月二十五日付け大分県告示第二百十二号(以下「告示」という。)のとおり。	同上	令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
共第二号	共第二号	共第二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第三号	共第三号	共第三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第四号	共第四号	共第四号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第五号	共第五号	共第五号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第六号	共第六号	共第六号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第七号	共第七号	共第七号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第八号	共第八号	共第八号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第九号	共第九号	共第九号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一〇号	共第一〇号	共第一〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一一号	共第一一号	共第一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一二号	共第一二号	共第一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一三号	共第一三号	共第一三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一四号	共第一四号	共第一四号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一五号	共第一五号	共第一五号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一六号	共第一六号	共第一六号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一七号	共第一七号	共第一七号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一八号	共第一八号	共第一八号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第二〇号	共第二〇号	共第二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第二一号	共第二一号	共第二一号	同右	告示のとおり。	同上	同右

大分県知事 佐藤 樹一郎

共第一〇八号	共第一〇八号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一〇九号	共第一〇九号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一一二号	共第一一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一一三号	共第一一三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
共第一一四号	共第一一四号	同右	告示のとおり。	同上	同右

大分県告示第三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、令和六年一月一日付けをもって次のとおり共同漁業（内水面）を免許したので公示する。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

内水面漁場計画の公示の際の漁場計画番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間
内共第一号	内共第一号	中津市本耶馬溪町樋田九一番地の五山国川漁業協同組合 代表理事組合長 宮名利 光廣	令和五年四月二十五日付け大分県告示第二百十三号（以下「告示」という。）のとおり。	同上	令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
内共第二号	内共第二号	宇佐市安心院町木裳五四九番地 宇佐山郷淡水漁業協同組合 代表理事組合長 宮本 孝義 宇佐市大字川部九四五番地 五番地 駅館川漁業協同組合 代表理事組合長 酒井 秀明	告示のとおり。	同上	同右
内共第七号	内共第七号	日田市大字高瀬字小シマ一六六番地の三 日田漁業協同組合	告示のとおり。	同上	同右
内共第六号	内共第六号	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地の一 玖珠郡漁業協同組合 代表理事組合長 藤本 勝美	告示のとおり。	同上	同右
内共第五号	内共第五号	堅田川漁業協同組合 代表理事組合長 渡辺 哲夫	告示のとおり。	同上	同右
内共第四号	内共第四号	佐伯市弥生大字山梨子八六二番地 番匠川漁業協同組合 代表理事組合長 泥谷 和喜	告示のとおり。	同上	同右
内共第三号	内共第三号	大分市小中島二丁目二番二二号 鶴崎漁業協同組合 代表理事組合長 幸 秀夫	告示のとおり。	同上	同右
		豊後大野市犬飼町久原六八六番地五 大野川漁業協同組合 代表理事組合長 若松 成次			
		宇佐市大字長洲四二六三番地の一一八 長洲河川漁業協同組合 代表理事組合長 加嶋 洋喜			

内共第四号	番匠川漁業協同組合	佐伯市弥生大字山梨子八六二番地	同右
内共第五号	堅田川漁業協同組合	佐伯市大字木立六九八七番地	同右
内共第六号	玖珠郡漁業協同組合	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地の一	同右
内共第七号	日田漁業協同組合	日田市大字高瀬字小シマー一六六番地の三	同右
内共第八号	大分川漁業協同組合	大分市大字田原字下川原四五一番地九	同右
内共第九号	桂川漁業協同組合	豊後高田市是永町二二番地	同右
内共第一〇号	宇目町漁業協同組合	佐伯市宇目大字塩見園一八一七	同右
内共第一一号	臼杵河川漁業協同組合	臼杵市大字望月二の六三六番地の一	同右
内共第一二号	津江漁業協同組合	日田市中津江村合瀬一四〇一番地	同右

大分県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年一月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

大分県知事

佐藤

樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
		前	メートル 三・〇 九・八	メートル 一三三二・〇
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五〇番四から玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五一番四まで	後	メートル 五・四 九・八	メートル 一三三二・〇

大分県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

大分県知事

佐藤

樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五〇番四から玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五一番四まで	令六・一・二三

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部 警察学校 警察署
大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。
令和6年1月23日

大分県警察本部長 種田 英明

第4条第1項の表の鑑識科学センター当直の項中「及び科学捜査研究所の職員」を「、科学捜査研究所の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員」に改め、同表の運転免許センター当直の項中「及び交通機動隊の職員」を「、交通機動隊の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員」に改め、同表の航空隊当直の項を削り、同表の機動隊当直の項中「職員」の次に「及び当直管理者があらかじめ指定する職員」を加える。

附則

この訓令は、令和6年1月23日から施行する。

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	令和六・四・二二から （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所
日田市	令和六・五・二八から 令和六・八・二八まで	〃
玖珠町	令和六・六・六から 令和六・九・六まで	〃
九重町	令和六・六・一三から 令和六・九・一三まで	〃
臼杵市	令和六・六・二一から 令和六・九・二四まで	〃
佐伯市	令和六・九・二〇から 令和六・一二・二〇まで	〃
津久見市	令和六・一〇・一一から 令和七・一・一四まで	〃
竹田市	令和六・一〇・二五から 令和七・一・二七まで	〃
二 一に規定する特定計量器以外の特定計量器		
実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	令和六・四・二二から	豊後大野市役所

令和六・四・二六まで

令和六・五・八から
令和六・五・二八まで
（日曜日及び土曜日を除く。）

日田市役所

令和六・六・四から
令和六・六・六まで

玖珠町役場

令和六・六・一一から
令和六・六・一三まで

九重町役場

令和六・六・一七から
令和六・六・二一まで

臼杵市役所

令和六・九・二から
令和六・九・二〇まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

佐伯市役所

令和六・一〇・八から
令和六・一〇・一一まで

津久見市役所

令和六・一〇・二一から
令和六・一〇・二五まで

竹田市役所

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

出納 雄二、村上 良一、矢野 貞作、木許 勘藏

佐伯市役所

二 通知の要旨

令和五年十二月二十六日付け大分県告示第五百四十九号により行った森林法第三十条の規定による通知

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和五年度道改国第二号道路改良工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部道路建設課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年十二月十三日

四 落札者の氏名及び住所

安藤ハザマ・徳倉建設・センコー企画特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社安藤・間 九州支店

執行役員支店長 黒田 二郎

福岡県福岡市中央区大名一丁目八番十号

五 落札金額

六十九億七千二百八十五万四千六十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年九月一日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和五年度道改国第三一二号道路改良工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部道路建設課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年十二月十三日

四 落札者の氏名及び住所

清水・河津・小田開発工業特定建設工事共同企業体

代表者 清水建設株式会社 九州支店

執行役員支店長 湯原 克佳

福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目六番十一号

五 落札金額

六十二億五千二百六十九万二千六百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年九月一日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月二十三日

大分県企業局長 渡辺 文雄

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和五年度電建工第二一二号RN水圧鉄管路他更新工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企業局

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年十二月十四日

四 落札者の氏名及び住所

西松・三栄特定建設工事共同企業体

代表者 西松建設株式会社 九州支社

常務執行役員支社長 吉田 卓生

福岡県福岡市中央区薬院一丁目十四番五号

五 落札金額

四十三億二千九百二十三万六千八百二十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年九月一日

令和六年一月二十三日

大分県報（公告）

九